

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省29-⑩)

別紙1

施策名	目標3-4 土壤環境の保全						担当部局名	土壤環境課	作成責任者名 (※記入は任意)	名倉良雄(土壤環境課長)	
施策の概要	<p>○市街地等土壤汚染対策については、土壤汚染による人の健康被害の防止のために、土壤汚染対策法に基づき、土壤汚染による環境リスクの適切な管理を確保する。</p> <p>○ダイオキシン類については、ダイオキシン類土壤汚染対策地域において対策事業を実施する。</p> <p>○米中のヒ素に関する規格基準設定に備え、農用地土壤汚染防止法における対策地域指定要件等の規制手法確立を目指すための科学的知見の集積を図る。</p>						政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壤環境等の保全			
達成すべき目標	土壤汚染による環境リスクを適切に管理し、土壤環境を保全する。						目標設定の考え方・根拠	土壤汚染対策法 ダイオキシン類対策特別措置法 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律	政策評価実施予定時期	平成30年8月	
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		
1 作物中カドミウム濃度と土壤中カドミウム濃度の関係を調査した品目数の累計調査率(%)	—	100%	—	—	—	—	—	—	—	—	農用地の土壤の汚染防止等に関する法律では、汚染が確認された農用地について都道府県知事は農用地土壤汚染対策地域として指定することができ、指定された地域では、国民の健康の保護等のため、汚染の防止、除去等の必要な措置が実施される。米以外の農作物についてカドミウムの規格基準が設定された場合を想定し、栽培条件や農作物ごとのカドミウム吸収特性に関するデータの収集・解析等に係る検討を実施している。調査した品目数の調査率は、これらの進捗状況を示すのに適した数値であるため、測定指標として設定した。
2 米中ヒ素濃度と土壤中ヒ素濃度の関係を調査した土壤数の累計調査率(%)	—	100%	—	—	—	—	—	—	—	—	農用地の土壤の汚染防止等に関する法律では、汚染が確認された農用地について都道府県知事は農用地土壤汚染対策地域として指定することができ、指定された地域では、国民の健康の保護等のため、汚染の防止、除去等の必要な措置が実施される。ヒ素については、作物の生育阻害の観点からの指定要件はあるが、国民の健康の保護の観点から米についてヒ素の規格基準が設定された場合を想定し、米中と土壤中のヒ素濃度の相関や分析手法に係る検討を実施している。調査した土壤数の調査率は、これらの進捗状況を示すのに適した数値であるため、測定指標として設定した。
測定指標	目標		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠								
1 土壤汚染対策法第6条に規定する要措置区域における指示措置の実施率(%) (成果実績=指示措置実施区域数/要措置区域数)	100%		土壤汚染対策法では、土壤汚染がある土地を健康被害のおそれに応じて区域指定しており、土壤汚染による健康被害のおそれがある土地は、要措置区域として指定されることになる。このため、要措置区域において汚染の除去等の措置が講じられることが、土壤汚染による健康被害の防止という観点から重要であり、要措置区域における汚染の除去等の措置を実施し区域指定を解除された区域の実施率を指標として選定した。								
2 ダイオキシン類土壤汚染対策地域の対策完了率(%)	100%		ダイオキシン類対策特別措置法では、汚染が確認されたところであって、人が立ち入ることができる地域を都道府県知事が指定し、対策事業を実施することになる。このため、ダイオキシン類土壤汚染対策地域の対策完了率は、対策の進捗状況を示すのに適した数値であるため、測定指標として設定した。								

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成28年 行政事業レビュー 事業番号
	26年度	27年度	28年度	29年度			
土壌汚染対策費 (平成28年度)	190 (182) ※①市街 地土壌汚 染対策費 (平成14～ 27年度)	235 (191) ※①市街 地土壌汚 染対策費 (平成14～ 27年度)	288 (267)	291	1.2	<p><達成手段の概要></p> <p>①市街地土壌汚染対策費について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染対策法の施行状況、土壌汚染対策の実態を把握するため、都道府県・政令市へ調査を行い、土壌汚染対策の基礎データ収集を実施する。 ・指定調査機関の信頼性確保のための試験を実施する。 ・平成29年5月に公布された改正土壌汚染対策法の施行や平成28年12月に答申された「今後の土壌汚染対策の在り方(第一次答申)」の具体化に向けて、土壌汚染対策法に基づく調査、指定区域における対策及び搬出土壌の処理等に係る技術的事項について検討を実施する。 <p>②ダイオキシン類土壌汚染対策費について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体が実施するダイオキシン類による土壌の汚染の除去等の対策に係る費用の一部を補助する。 ・ダイオキシン類と有機化合物等との複合汚染時におけるダイオキシン類の挙動を考慮して地下水経由摂取リスクにかかる技術的留意事項を検討する。 <p>③農用地土壌汚染対策費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染対策地域の指定要件の見直しに資するため、土壌及び農作物中の有害物質の濃度の相関関係や農作物がどのように土壌から有害物質を吸収するか等の基礎データを収集する。 <p><達成手段の目標(平成29年度)></p> <p>①市街地土壌汚染対策費について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県・政令市に対し調査票を発送して調査結果を回収し結果の解析を実施し、土壌汚染対策法の施行状況等を把握する。 ・技術管理者試験を実施し、土壌汚染状況調査に関する知識及び技術を有する者である技術管理者を確保する。 ・土壌汚染対策法に基づく調査、指定区域における対策及び搬出土壌の処理等に係る技術的事項について検討を実施し、検討結果をとりまとめる。 <p>②ダイオキシン類土壌汚染対策費について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後新たに対策地域が指定された場合には、速やかに補助を実施することにより、対策の推進を図る。 ・有機化合物との複合汚染時等における地下水経由摂取リスクにかかる技術的留意事項をとりまとめる。 <p>③農用地土壌汚染対策費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コメについて、土壌及び作物中のヒ素濃度の相関関係についてのデータを収集し、実態の解明を進める。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <p>①市街地土壌汚染対策費について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染対策法の施行状況、土壌汚染対策の実態を把握することにより、土壌汚染対策法及び省令・通知・ガイドライン等の改正の際の基礎資料として活用し、土壌環境の保全に寄与する。また、土壌汚染対策法に基づく調査、指定区域における対策及び搬出土壌の処理等に係る検討結果を、今後の土壌汚染対策の在り方に係る検討の際に活用し、土壌環境の保全に寄与する。 ・技術管理者試験を実施することにより、指定調査機関の信頼性を確保し土壌環境の保全に寄与する。 <p>②ダイオキシン類土壌汚染対策費について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体が実施するダイオキシン類による土壌の汚染の除去等の対策に係る費用の一部を補助することにより、早急かつ適切な土壌汚染対策に寄与する。また、ダイオキシン類の水経由の挙動を把握することで、科学的知見に基づく調査・対策の実現に寄与する。 <p>③農用地土壌汚染対策費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・得られたデータを活用し、必要に応じて対象となる有害物質や農用地土壌汚染対策地域の指定要件等を見直すことで、農用地土壌の汚染に起因して人の健康を損なうおそれがある農作物が生産されることを防止し、国民の健康保護に寄与する。 	148
施策の予算額・執行額	306 (252)	238 (229)	288 (267)	288	施策に関係する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)		